# 天草拓心高校いじめ防止基本方針

(改訂版)

平成28年3月28日策定 令和3年3月31日改訂 令和4年6月6日改訂

熊本県立天草拓心高等学校

#### はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

本県においては、これまでも熊本県教育委員会が中心となり、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んでおり、本校においても同様の姿勢で取り組んでいる。

しかしながら、本校においても毎年数件のいじめが認知され、深刻な事態には至っていないが憂慮すべき問題を抱えている。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年9月に施行された。熊本県においては国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日最終改訂。)を踏まえ、「熊本県いじめ防止基本方針」(令和2年11月改訂。)が策定された。本校においても、県の方針を踏まえ「熊本県立天草拓心高等学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

#### 1 いじめの防止等の対策に関する基本的理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築きあげ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### 2 基本方針

本校の基本方針は、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携等により、いじめの問題への対策を全員で行い、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにする。

また、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、対策の内容を具体的に記載する。さらにいじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取り組みとその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取り組みとするため、基本方針の内容を本校の実情に照らして 適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

#### 3 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号)

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする必要がある。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしくないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要性がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することも必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ 対策組織」を活用して行う。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、 塾・スポーツクラブ等生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該生徒間の 何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理せられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行 為の対象となる生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為 を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなけれ ばならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これ らについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、 警察と連携した対応を取ることが必要である。

# 4 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、「いじめ防止対策委員会」を設置していることや活動内容については、生徒や保護者等に周知する。なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を生徒や保護者等に公表する。

# (1) 組織の名称

「いじめ防止対策委員会」

# (2) 構成員

〈本渡校舎〉

校長 教頭(情報集約担当者) 生徒指導主事 学年主任 人権教育主任 教育相談部長 養護教諭 外部有識者 〈マリン校舎〉

校長 副校長 主幹教諭(情報集約担当者) 生徒指導主事 教務主任 学年主任 人権教育主任 養護教諭 外部有識者

> ※事故発生時の参加職員(担任、人権教育係、学年生徒指導係) ※校舎間で異なる

# (3)組織の役割

- ア いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施
- イ 年間計画の作成・実行・検証・修正
- ウ いじめの相談・通報の窓口
- エ 情報の収集と記録、迅速な共有
- オ 事実関係の聴取、指導・支援体制や対応方針の決定
- カ 保護者との連携
- キ 生徒自らの啓発活動の支援

## (4) 実施時期

学期に1回開催する

## 5 年間計画

月	1学年	2学年	3学年	学校全体
4	二者面談	二者面談	二者面談	<ul><li>・育友会総会でいじめ防止基本方針の 趣旨説明</li><li>・教育相談窓口の紹介</li></ul>
				- 致有相談思ロの紹介 - 生徒理解研修 I
5	地域と情報交換会			・生徒理解研修Ⅱ
6	人権教育LHR (お互いの尊重)	人権教育LHR (仲間・友だちである こと)	人権教育LHR (就職差別「適切な 採用選考の実現に向 けて」)	・いじめ根絶月間の取組・いじめに関する職員研修
	心のきずなを深めるシンポジウムへ参加			
7	携帯電話・スマートフォンに関するアンケート調査実施 (高校生活に関するアンケート調査)			・第1回いじめ防止対策委員会
8	家庭訪問			・特別支援教育職員研修 ・人権教育職員研修 I
9	人権教育LHR (部落問題と人権)	人権教育LHR (水俣病と人権)	人権教育LHR (人権教育のまとめ 人権を尊重するとは)	
	二者面談	二者面談	二者面談	
10	熊本県人権子ども集会へ参加			
11	県立学校「心のアンケート」調査実施			
12				・第2回いじめ防止対策委員会 ・人権教育職員研修Ⅱ
1	人権教育LHR (男女共同参画社会 の実現に向けて)	人権教育LHR (ハンセン病と人権)		・いじめに関する職員研修
2	<b></b>	エル	T* C+*	• 学校評議員会
		舌に関するアンケート訓	前盆美施	・人権教育職員研修Ⅲ ・第3回いじめ防止対策委員会
3				·中学校訪問

※担任による個人面談(二者面談)は毎学期1回実施する。

# 6 いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときは、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、「いじめ防止対策委員会」の判断のもと加害者生徒に対し特別指導等の措置を行うことができる。また、いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

# (1) いじめの防止

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

- ア 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- イ 人権教育・道徳教育・特別活動を通じて規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ウ 生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教

育を積極的に推進する。

- エ 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談等を活用する。
- オ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- カー常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- キ 教職員の研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ク 行政等の関係機関との定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。
- ケ 「いじめは社会のルール違反であり、犯罪にもなりうる」ことを認識させ、法で 禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われることを認識させる。
- コ 学校全体に「いじめをすることは格好悪いこと。人として恥ずかしいことだ。」 と考える文化を醸成させる。
- サ アンケート等により生徒の心情を把握するとともに客観的に諸問題を整理し、いじめに発展しうる案件については、細かな現状分析等で対応する。

# (2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努めます。

- ア 生徒の声に耳を傾ける。 (アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- イ 生徒の行動を注視する。 (チェックリスト、ネットパトロール等)
- ウ 保護者と情報を共有する。(配布物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等)
- エ 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)
- オ 生徒の相談窓口を充実する。(教育相談室の設置、SCやSSWとの面談等)

#### (3) いじめの早期解消

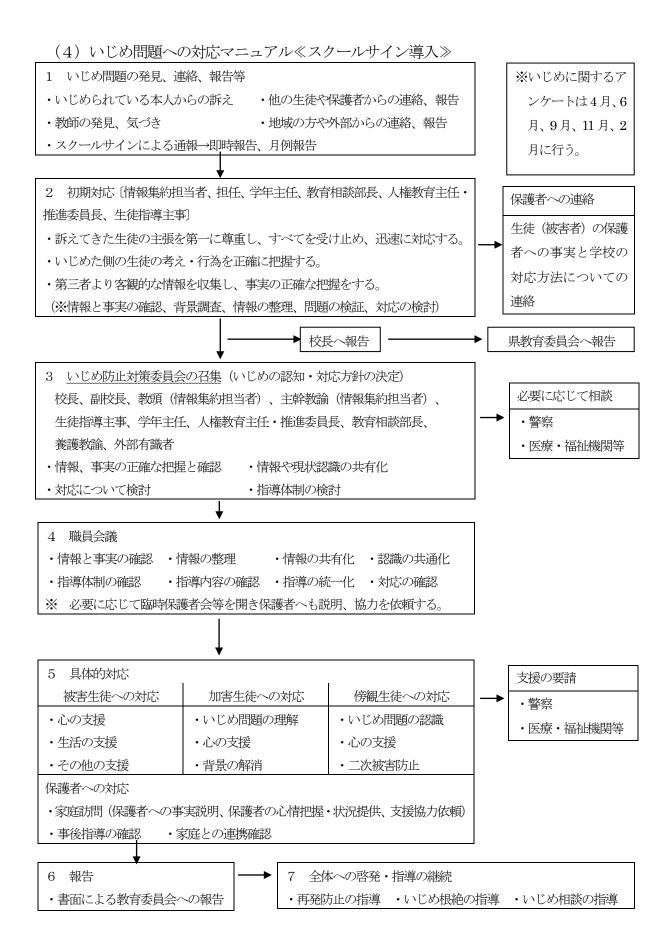
いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得するいじめの早期解消を目指します。

- アいじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- イ いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ウ学校は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- エ 加害生徒には、行為の善悪をしっかり理解させ、内省を促す。
- オ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- カ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- キ 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

#### (4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの用件が満たされている必要がある。

- ア いじめに係る行為が止んでいること
  - ・その期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。
  - ・いじめ被害の状況に応じて長期間の注視期間を設定する。
- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



## 7 重大事案への対処

- (1) 「重大事態」の発生と調査
  - ア 重大事態の意味について
    - ・ いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき。
    - ・ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるとき。

なお、重大事態とは以下の場合をいう。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合(年間30日を目 安とする。)
  - ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったと きは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは いえない」と考えたとしても、 重大事態が発生したものとして報告・調査 等を行う。

#### イ 報告、調査の趣旨及び調査主体について

「重大事態」が発生した場合、県教育委員会へ事態発生について報告するととも に、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を行う。

ウ 調査を行うための組織(設置)について

重大事態発生の報告後速やかに「いじめ防止対策委員会」を母体として、「学校いじめ調査委員会」を設置する。調査委員会には、教育委員会が当該重大事態の性質に応じて派遣される複数の専門家等を委員として加え、教育委員会と一体となって調査を進める。

- a 必要に応じて適切な専門家等を加え、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とし、委員長を外部の専門家等が務めるなど公平性・中立性を確保する。
- b いじめを受けた疑いのある生徒本人から聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- c 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- e 情報集約担当者(教頭)を設置し、情報窓口を一元化する。
- エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学

校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

「事実関係を明確にする」とは、

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から 行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間 関係にどのような問題があったか。
- 学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (2) 調査結果の提供及び報告
  - アいじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
  - イ 調査結果については、県教育委員会に報告する。
  - ウ 全校保護者及びマスコミへの対応については、校長を責任者として説明責任を果 たす。
- (3) 再発防止への取組
  - ア 県教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
  - イ 問題の背景・課題の整理、教訓化
  - ウ 取組の見直し、改善策の検討・策定
  - エ 改善策の実施